

議事日程第6号

第2回大阪狭山市議会定例会議事日程 平成24年(2012年)6月1日午前9時30分開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 発議第11号 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第2 | 発議第12号 | 議会定例会の会期を定めることについて |
| 日程第3 | 議案第39号 | 専決処分の承認を求めることについて [大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例の専決処分] |
| 日程第4 | 議案第40号 | 専決処分の承認を求めることについて [平成23年度(2011年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第7号)の専決処分] |
| 日程第5 | 議案第41号 | 専決処分の承認を求めることについて [平成23年度(2011年度)大阪狭山市下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分] |
| 日程第6 | 議案第42号 | 専決処分の承認を求めることについて [平成23年度(2011年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の専決処分] |
| 日程第7 | 議案第43号 | 専決処分の承認を求めることについて [平成24年度(2012年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第1号)の専決処分] |
| 日程第8 | 議案第44号 | 大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第9 | 議案第45号 | 大阪狭山市立幼稚園設置に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第46号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第11 | 議案第47号 | 平成24年度(2012年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第2号)について |
| 日程第12 | 議案第48号 | 平成24年度(2012年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第13 | 議案第49号 | 平成24年度(2012年度)大阪狭山市池尻財産区特別会 |

		計補正予算（第1号）について
日程第14	報告第1号	平成23年度（2011年度）大阪狭山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第15	報告第2号	平成23年度（2011年度）大阪狭山市池尻財産区特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第16	報告第3号	平成24年度（2012年度）財団法人大阪狭山市文化振興事業団の事業計画及び予算の報告について
日程第17	報告第4号	平成24年度（2012年度）大阪狭山市土地開発公社の事業計画及び予算の報告について
日程第18	請願第1号	大阪狭山市の職員の給与を「ラスパイレス指数95」にするよう求める請願について
日程第19	請願第2号	原発の再稼働を許さず、原発からの撤退、原発ゼロ・自然エネルギーの本格的導入を政府に要請する意見書の提出を求める請願について

発議第11号

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第81条の規定により、下記のとおり会議録署名議員を指名する。

平成24年(2012年)6月1日提出

大阪狭山市議会議長 山本尚生

記

2番 徳村 賢

3番 丸山 高廣

発議第12号

議会定例会の会期を定めることについて

平成24年(2012年)6月議会定例会の会期を下記のとおり定めることについて、大阪狭山市議会会議規則(昭和62年大阪狭山市議会規則第1号)第5条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成24年(2012年)6月1日提出

大阪狭山市議会議長 山本尚生

記

平成24年(2012年)6月1日～同年6月22日

議案第39号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年(2012年)6月1日提出

大阪狭山市長 吉田友好

記

大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例について

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）の制定に伴い、大阪狭山市市税条例の一部を改正する必要があるので、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成24年(2012年)3月31日

大阪狭山市長 吉田友好

大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例

大阪狭山市市税条例（昭和40年大阪狭山市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第30条第7項中「第10条の2の11」を「第10条の2の10」に改める。

附則第5条の3第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同条第9項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改める。

附則第6条の4の見出し中「平成22年度又は平成23年度」を「平成25年度又は平成26年度」に改め、同条第1項中「平成22年度分」を「平成25年度分」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改め、同条第2項中「平成22年度適用土地」を「平成25年度適用土地」に、「平成22年度類似適用土地」を「平成25年度類似適用土地」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改める。

附則第6条の5中「地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条第1項」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第6条の6の見出し及び同条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては」を削り、同条第3項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第7条の見出し及び同条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項を削る。

附則第8条の2第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度

から平成26年度まで」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

附則第8条の4中「地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条第1項」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第9条の見出し及び同条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては」を削り、同条第3項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第10条の見出し及び同条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項を削る。

附則第11条第2項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を削る。

附則第15条第1項中「から第6項まで」を「から第5項まで」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則第28条の次に次の1条を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

第28条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国

税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、附則第22条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第23条第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第24条第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第25条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第22条、附則第23条、附則第24条又は附則第25条の規定を適用する。

- 2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第19条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第19条の2第1項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附則第29条の見出し中「適用期限」を「適用期間等」に改め、同条中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）」を「震災特例法」に、「附則第45条第2項」を「附則第45条第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは

第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第3条の6及び第3条の7の規定の適用については、附則第3条の6第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第3条の7第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の大阪狭山市市税条例（以下「新条例」という。）附則第29条の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成23年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成23年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正前の大阪狭山市市税条例（以下この項において「旧条例」という。）附則第6条の6第2項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第4項並びに第8条の2第2項及び第4項の規定は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。次項において「平成24年改正法」という。）附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第6条の6第2項	前項	附則第6条の6第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9

旧条例附則第6条の6第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第1項	附則第6条の6第1項
旧条例附則第8条の2第2項	前項	附則第8条の2第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第8条の2第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第1項	附則第8条の2第1項

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成23年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 旧条例附則第9条第2項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第4項並びに第11条第2項及び第4項の規定は、平成24年改正法附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第9条第2項	前項	附則第9条第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第9条第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第1項	附則第9条第1項
旧条例附則第11条第2項	前項	附則第11条第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分

	10分の8	10分の9
旧条例附則第11条第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第1項	附則第11条第1項

議案第40号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年(2012年)6月1日提出

大阪狭山市長 吉田友好

記

平成23年度(2011年度)大阪狭山市一般会計補正予算について

平成23年度(2011年度)大阪狭山市一般会計予算は、歳入歳出の増加に伴いこれを補正する必要があるので、地方自治法第179条第1項の規定により別添平成23年度(2011年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第7号)のとおり専決処分する。

平成24年(2012年)3月30日

大阪狭山市長 吉田友好

議案第41号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年(2012年)6月1日提出

大阪狭山市長 吉田友好

記

平成23年度(2011年度)大阪狭山市下水道事業特別会計
補正予算について

平成23年度(2011年度)大阪狭山市下水道事業特別会計予算は、歳入歳出の増加に伴いこれを補正する必要があるので、地方自治法第179条第1項の規定により別添平成23年度(2011年度)大阪狭山市下水道事業特別会計補正予算(第4号)のとおり専決処分する。

平成24年(2012年)3月30日

大阪狭山市長 吉田友好

議案第42号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年(2012年)6月1日提出

大阪狭山市長 吉田友好

記

平成23年度(2011年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計
補正予算について

平成23年度(2011年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出の増加に伴いこれを補正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により別添平成23年度(2011年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)のとおり専決処分する。

平成24年(2012年)3月30日

大阪狭山市長 吉田友好

議案第43号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年(2012年)6月1日提出

大阪狭山市長 吉田友好

記

平成24年度(2012年度)大阪狭山市一般会計補正予算について

平成24年度(2012年度)大阪狭山市一般会計予算は、歳入歳出の調整に伴いこれを補正する必要があるので、地方自治法第179条第1項の規定により別添平成24年度(2012年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第1号)のとおり専決処分する。

平成24年(2012年)4月1日

大阪狭山市長 吉田友好

議案第44号

大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例について

大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成24年(2012年)6月1日提出

大阪狭山市長 吉田友好

大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例

大阪狭山市市税条例（昭和40年大阪狭山市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

附則第5条の3を附則第5条の4とし、附則第5条の2の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合）

第5条の3 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条第1項の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の大阪狭山市市税条例（以下「新条例」という。）第19条第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例附則第5条の3の規定は、平成24年4月1日以後に取得された地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条第2項第6号に規定する除害施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

議案第45号

大阪狭山市立幼稚園設置に関する条例の一部を
改正する条例について

大阪狭山市立幼稚園設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成24年(2012年)6月1日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

大阪狭山市立幼稚園設置に関する条例の一部を改正する条例

大阪狭山市立幼稚園設置に関する条例（昭和28年大阪狭山市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中「|大阪狭山市立山本幼稚園 |大阪府大阪狭山市山本中353番地の
2 |」を削る。

別表中「|大阪狭山市立山本幼稚園| 70名|」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第46号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大阪狭山市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成24年(2012年)6月1日提出

大阪狭山市長 吉田友好

記

- 1 契約の目的 市立狭山中学校校舎耐震補強等工事
- 2 契約金額 ￥632,469,600-
- 3 契約の相手方 大阪府大阪市北区豊崎三丁目19番3号
東急建設株式会社 大阪支店
執行役員支店長 伊東 俊紀

議案第47号

平成24年度(2012年度)大阪狭山市一般会計補正
予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成24年度(2012年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第2号)を別案のとおり提出する。

平成24年(2012年)6月1日提出

大阪狭山市長 吉田友好

議案第48号

平成24年度(2012年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成24年度(2012年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

平成24年(2012年)6月1日提出

大阪狭山市長 吉田友好

議案第49号

平成24年度(2012年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成24年度(2012年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

平成24年(2012年)6月1日提出

大阪狭山市長 吉田友好

報告第 1 号

平成 23 年度 (2011 年) 大阪狭山市一般会計予算
繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 146 条第 2 項の規定により、平成 23 年度 (2011 年) 大阪狭山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成 24 年 (2012 年) 6 月 1 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

平成23年度(2011年度)大阪狭山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左			の			財			源		内		一	般	財	源	
					既	未	入	特	定	財	源	定	財	源	定	財	源					定
					円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
5. 農林水産業費	1. 農業費	ため池等維持管理事業	30,500,950	30,500,950																	17,175,808	
8. 消防費	1. 消防費	消防救急無線デジタル化整備事業	23,522,000	23,522,000																		82,000
9. 教育費	2. 小学校費	小学校整備事業	152,620,000	152,620,000																		14,068,000
9. 教育費	3. 中学校費	中学校整備事業	829,447,000	829,447,000																		76,606,000

報告第 2 号

平成 23 年度 (2011 年) 大阪狭山市池尻財産区特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 146 条第 2 項の規定により、平成 23 年度 (2011 年) 大阪狭山市池尻財産区特別会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成 24 年 (2012 年) 6 月 1 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

平成23年度（2011年度）大阪狭山市池尻財産区特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			一般財源
					既 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	未 収 入 財 源	
					円	円	円	円
1. 総務費	2. 総務管理費	一般管理事業	6,250,000	6,250,000				6,250,000
					円	円	円	円

報告第 3 号

平成 24 年度 (2012 年) 財団法人大阪狭山市文化振興事業団の
事業計画及び予算の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、平成 24 年度 (2012 年) 財団法人大阪狭山市文化振興事業団の事業計画及び予算について別紙のとおり報告する。

平成 24 年 (2012 年) 6 月 1 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

報告第 4 号

平成 24 年度 (2012 年) 大阪狭山市土地開発公社の
事業計画及び予算の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、平成 24 年度 (2012 年) 大阪狭山市土地開発公社の事業計画及び予算について別紙のとおり報告する。

平成 24 年 (2012 年) 6 月 1 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

「請 願」

紹介議員 小原一浩

大阪狭山市の職員の給与を「ラスパイレス指数 95」にしてください。

(趣旨)

最近の統計資料によると、当市の職員の給与は全国ランキング(809都市)で59位、人口が6万人以下の都市でのランキングは第2で、大阪府下の都市間でのランクでも高い位置を占めています。当市の現在のラスパイレス指数は100ですが、それを95にするようお願いします。

南北7km、東西2kmの小さな当市は環境に恵まれ災害の発生が少ない住みよいまちで、当市に勤務する職員の勤務状況自身も他の市と比べて恵まれています。

国や市の現在の財政状況を鑑みると、市の財政健全化の一方策として、民間レベルと比較して高すぎる市の職員の給与水準の見直しが必至です。当市のレベルが相対的に高止まりしているのは、人事院勧告に合わせ過ぎている為だと考えられます。

人事院の勧告に関しては、その調査方法、対象などに多くの疑問が投げかけられていますが、そもそも人事院勧告は国家公務員に対する給与に関する勧告であり、地方公務員は地方の状況に合わせて決めるべきものです。

行政の職員を当市の身の丈にあった処遇にし、ラスパイレス指数を95%にすることにより捻出出来る約1億5千万円の財源を都市の整備や今後益々増大する子育てや高齢者への福祉施策に回して頂きたい。

市議会として、市の行財政全般に亘って深く関与し、総合的な見地の下で諸施策を推進して頂くよう要望します。近隣他市に率先して範を示して下さい。

請願者

新しいさやま推進会

代表世話人 萩野 一彦

大阪狭山市西山台 5-5-1-602

電話

世話人 大坪 了

大阪狭山市東池尻 1-2147-1-A-709

電話

世話人 山口 幸男

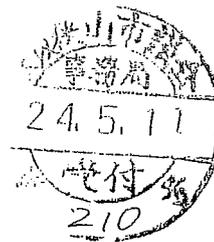
大阪狭山市狭山2丁目 2-974-8-108

電話

世話人 平野 博義

大阪狭山市くみの木 6-970-306

電話



以上

大阪狭山市市議会議長

山本尚生殿



2012年5月24日

請願者 新日本婦人の会大阪狭山支部
支部長 石井 淳子
大阪狭山市金剛2-2-19

紹介議員

松尾 巧

薦田 育子

北村 栄司

原発の再稼働を許さず、原発からの撤退、原発ゼロ・自然エネルギーの

本格的導入を政府に要請する意見書の提出を求める請願書

【請願趣旨】

東日本大震災から1年2カ月、福島原発事故の被害の深刻さがいよいよ浮き彫りになってきました。多くの住民が避難を余儀なくされ日常の暮らしも学びも仕事も奪われました。

子育て中の親たちをはじめ、放射能の汚染への不安はひろがり、原発はひとたび事故を起こせば、安全性を保つことはできないことも明らかになりました。

現在、全国に50基ある原発が全て運転停止しています。今こそ、原発からの撤退を決断し、自然エネルギーの本格導入にとりくむべき時です。ところが、野田首相は、福井県にある関西電力大飯原発3、4号機の再稼働に向け、関西電力が提出した「安全向上計画」が、「政府の基準に合致し、安全性が確認された」として、再稼働に踏み切ろうとしています。しかし、まともな安全対策も避難計画も規制機関もなく、再稼働が認められないのは明らかです。

大阪は福井原発からわずかに100kmしか離れていません。原発事故が起きたら、その影響は計り知れません。福島原発事故についての原因究明もされておらず、破壊された原子炉から核燃料を取り出し廃炉に持っていくにはまだまだ長い年月がかかる見通しです。全国の原発の地震や津波に対する安全基準や万一の場合の避難計画の見直し、原発を管理する規制機関の確立もこれからです。このような状態での再稼働は許せません。

日本は世界でも有数の地震国であり、今後どこでも大地震が起こる可能性が指摘されています。その日本列島に50基もの原発があること自体が異常といえます。原発事故を繰り返すことがあれば、国全体が壊滅的な打撃を受けることは明らかです。

ヨーロッパでは、原発撤退の流れが加速しています。

安全な未来を次世代に残すため、政府は、原発の再稼働をすすめるのではなく、原発がすべて停止している今こそ原発からの撤退を決断し、持続可能な自然エネルギーへの本格的な導入に取り組むことを要請するものです。

尚、文案は請願の趣旨が伝われば結構ですので修正が必要であればよろしくお願い致します。